# 令和4年度 部活動規定

水上村立水上中学校

## 1 目的

この規定は、水上中学校の教育方針に従って学校教育を第一としながら、部活動に関する必要な事項を定めることを目的とする。

# 2 加入資格

この部活動に加入する者は、本校に在籍する生徒とする。

## 3 加入手続き

この部活動に加入を希望する生徒は、規定の申込み用紙に必要事項を記入の上、各部活動顧問に提出し、校長の承認のもとで入部許可を受ける。

# 4 部の設置と改廃

- (1) 部の新設および改廃については、生徒・保護者等の意見を踏まえながら職員会議で審議し、校長が承認する。
  - ア 新年度における部員募集において、各種目の規定人数(試合に出場可能な最低人数)に満たない場合はその時点で、また、当該年度の中体連後(3年生引退後)に、上記のような状態が発生した場合は、中体連後に、休部の措置をとるか活動を継続させる(合同部活動可)かを、将来的な可能性、生徒・保護者の意見等も踏まえながら職員会議において審議し、校長が決定する。
  - イ その場合、その翌年度の募集においても規定人数に満たない場合は、その時点で合同部活動・休 部・廃部等を検討する。
  - ウ 休部・廃部になった部の部員は、部活動の変更を許可する。
- (2) 本校には、次の部を承認する。
  - ア ソフトボール部 (女子) イ 陸上競技部 (男女) ウ ソフトテニス部 (男女)
  - 工 野球部 (男女) オ 柔道部 (男女)

# 5 指導体制および指導者

- (1) 指導にあたっては学校教育活動の一環として校長を中心とした責任体制の下で行う。
- (2) 各部活動は「水上村立中学校における運動部活動の指針」に基づき、年間の活動計画(様式1) 並びに毎月の活動計画及び活動実績(様式2)を作成し、校長に提出する。
- (3) 各部の顧問は、本校教職員(部活動指導員を含む。)が担当する。部活動指導員のみで顧問を構成する部においては、教諭等を担当に充てる。
- (4) 顧問は運動部活動の意義を十分に踏まえ、全教職員と連携協力し指導に当たる。また、厳しい指導と体罰等の許されない指導をしっかりと区別する。
- (5) 安全上特に専門的な指導が必要な部については、適切な人材を顧問として配置する。
- (6) 本校教職員以外に外部の指導者を採用する場合は、校長の責任において委嘱する。
  - ア 外部の指導者(外部コーチ)については、県中体連に申請し、登録する。 (中体連では登録されたコーチしか指導できない。平成6年度より)
  - イ外部コーチおよび生徒の事故・傷害に備え傷害保険に加入する。
    - (能本県PTA共済・スポーツ安全保険)
  - ウ 練習試合および大会への参加については、必ず顧問及び外部コーチが引率・指導につく。

#### 6 活動

- (1) 活動日、活動時間及び練習試合については、校長の承認のもと、顧問が作成した計画に基づいて 行う。
- (2) 活動日
  - ア 1週間の活動日は5日以内とし、平日1日以上、週末(土曜日及び日曜日)1日以上の計2日以 上を休養日とする。また、第1日曜日は、完全休養日とする。
  - イ 土曜日、日曜日、祝日に活動する必要がある場合は、生徒のバランスのとれた生活や成長からみて無理のない範囲で活動し、休養日を他の日に振り替え、適切に休養日を確保する。
  - ウ 長期休業中は、その意義を踏まえ、ある程度のまとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与 える。
- (3) 活動時間
  - ア 平日の活動時間は、放課後時刻からスクールバス出発時刻の10分前までとし、長くとも2時間 程度とする。
  - イ 休業日および祝日の活動時間は、午前または午後の半日を原則とし、長くとも3時間程度とする。 ただし、練習試合および大会については、その限りではない。その際には、後日休養日を設ける。
  - ウ 始業前の早朝練習は行わない。

エ 休業日および祝日に活動する場合は、自転車による登下校を許可する。その際、必ず安全タスキ とヘルメットを着用し安全運転に十分留意する。

## (4) 活動停止期間

- ア 定期テスト前3日から定期テスト終了日の前日まで。
- イ 練習試合や試合等で土、日終日活動をした翌月曜日(原則)。
- ウ 予防接種実施やインフルエンザ流行など生徒の健康状況に悪影響があると判断された場合、必要 な期間。
- エ 上記以外に活動停止が必要と判断される場合、必要な期間。
  - ※ウエについては、職員会議で審議し校長が決定する。
- (5) 活動停止期間に練習および大会に参加する場合

次のア、イの場合は事前に職員会議で審議し、校長の承認を得たうえで、保護者にその旨を通知 し、実施する。ただし、生徒・指導者の疲労を考慮し、大会後にはその部で休養日を設ける。 また、この期間は校内での練習とし、練習試合は禁止する。

- ア 大会が雨天等で延期された場合。
- イ 停止期間から1週間以内に大会がある場合。
- (6) 平日に延長練習を行う場合

次の場合、平日の練習において規定時間を越える延長練習を認める。延長練習は、スクールバス 出発時刻が早まる春・秋・冬季期間中、最大2時間の活動とする。その場合、職員会議で審議し校 長の承認を得たうえで、保護者に通知・承諾を得て実施する。下校については、保護者の責任の下 に行う。なお、延長練習による疲労等により学校教育活動に影響がある状況が見られた場合は、活 動を中止とする。

○球磨人吉中体連および熊本県中体連が主催・共催する大会、各連盟・協会主催の大会の 最大2週間前から前日まで。

# 7 大会参加および練習試合

- (1) 実施にあたっては、事前に顧問が、大会名、試合日、時間、場所、参加者、引率者等について計画書を提出し、事前に校長の承認を得る。
- (2) 大会参加については、県域内における参加を基本とし、県大会への参加は、中体連主催大会年1 回、共催大会年2回程度とする。その他の大会については、中体連共催大会及び競技団体が主催す るその他の大会を含め月2大会までとする。(中体連が主催する大会を除く。)
- (3) 眉剃り、剃り込み、髪染め、ピアスなど著しくマナーが悪い場合は、すべての大会において出場 を認めない。
- (4) 練習試合の移動範囲は、原則として県域内とし、生徒の発育発達からみて月3回以内とする (大会を除く)
- (5) 活動については、生徒の安全確保を最優先とする。気候変動(高温、落雷等)により生徒の安全 確保ができない場合は活動中止や計画の変更等対応する。

## 8 部活動推進委員会

適正な運動部活動の推進を図るために「部活動推進委員会」を校内に設置する。

- (1) 会員は、校長・教頭・各部顧問(外部コーチを含む)・部活動後援会長(PTA会長)・各部後援会長(5名)及び事務局(部活動担当)とする。
- (2) 校長が主宰し、事務局(部活動担当)が開催する。

#### 9 その他

(1) 秋季陸上競技大会並びに駅伝競走大会の指導

これらの大会に向けては、陸上競技部のみならず学校代表として生徒を出場させる。中体連夏季大会後、代表候補を選考し練習を始めることとする。体育主任・陸上競技部顧問を中心に全職員で指導にあたる。

(2) トレーニングのためのランニングによる登下校

このことを希望する場合、保護者の承諾と校長への届け出をして行うものとする。交通事故等に 十分に注意するとともに、授業に支障がないよう取り組む。

(3) 地域への発信

本規定や活動計画、活動の様子等は、学校ホームページに掲載するなど、地域や保護者に積極的に情報を発信し、理解を得ながら連携協力して活動を推進する。

(4) 経費

運動部活動の経費については、必要かつ最小限度にとどめるよう運営の改善に努めるとともに、会計処理・会計報告を適切に行う。